

## 水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年12月21日(木) 本社会議室		
委員	角田 茂(学校法人参事) 中村好男(大学教授) 篠原焜夫(弁護士) 清水義彦(大学院教授)		
審査対象期間	平成29年7月1日～平成29年9月30日		
抽出案件	総件数	5 件	(備考)
工事	一般競争入札	1 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

### 1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

#### (1) 一般競争入札(工事) 【川上ダム本体建設工事】

意見・質問	回答
・標準的なものとして機構が示したものよりも、色々オプションをつけて技術点が高くなれば、入札価格も上がるのではないかと思うのだが、今回の落札者は、技術点としては2位で、入札価格は一番低くなっていることをどう考えているか。	・技術提案につきましては、機構が示した標準的なものに上乘せして提案しているので、当然その分は高くなります。今回、結果的にこの金額で応札されているのですが、各社ともこれまでのダム工事の実績等々があり、費用を安くできるところを積み上げた結果、このような結果になったということです。

#### (2) 指名競争入札(工事) 【群馬用水管理所緊急改築棟建具改修工事】

意見・質問	回答
・選定理由書において、会社の建築一式工事の受注割合が0%のものは除外するとあるが、これは機構の受注割合ということか。	・機構の受注ではなく、機構の有資格業者の登録を行うための申請書類において、建築の受注実績が0%になっていたということです。
・予定価格と落札金額がほぼ同じ金額であるが、これは何か理由があるのか。	・我々にも分かりかねるところですが、受注者の積算が適切であったということかもしれません。
・電子入札と紙入札は、何か基準で分けているのか。	・基本的には電子入札で実施しており、有資格業者には電子入札システムへの登録をお願いしていますが、システム登録を行っていない業者もいますので、入札参加業者を確保するという観点で、紙による入札も実施しています。

(3) 一般競争入札（土木関係コンサルタント業務）

【琵琶湖総管堆砂対策試験工事詳細設計他業務】

意見・質問	回答
<p>・落札率が100%であることと、ほかに応札者がいなかったことについて、どのように考えているのか。</p>	<p>・資料請求は複数社あり、平成27年度からは参加条件を緩和して、参加しやすいようにしていますが、結果的に1社の応札となっています。資料請求をして入札に参加しなかった者に聞き取りを行ったところ、業務はとりたいが、配置予定技術者が配置できないという声をいただいています。</p>
<p>・業務自体はそれほど難しい業務ではないように見受けられるので、応札しないのは何か原因があるように思う。</p>	<p>・配置予定技術者が配置できないのは、時期的に既に他の業務に配置してしまったとも聞いていますので、今後は、例えばさらに早い時期に公告をする取組はしていきたいと思っています。</p>
<p>・この業務の経費としては人件費が一番多いのか。その場合、積算しやすかったということか。</p>	<p>・基本的に公表している歩掛等を使えば積算はできると考えています。</p>

(4) 指名競争入札（土木関係コンサルタント業務）【房総導水路施設機能改善計画策定業務】

意見・質問	回答
<p>・指名競争入札に参加した7社は一般競争にも参加できたはずであるが参加しなかったというのは、どういうことか。</p>	<p>・7月に一般競争で公告しましたが、全体的に早め早めの発注になっている状況もありますので、指名の時期がちょうど受注タイミングだったのではないかと思います。</p>
<p>・例えば、総合評価は提出書類が多いので手間がかかるとか、指名されたら断れないなど、何かあるのか。</p>	<p>・手間はかかります。また、第1四半期が終わり、受注状況を把握したなかで、まだ余力があると判断されたのかもしれません。</p>
<p>・本当に受注したかったら、最初の入札に参加するはずだが、こういうケースは結構あるのか。</p>	<p>・総合評価ですと提出書類が多くなるというところもあるかと思いますが、指名競争の時代に参加していた会社が指名に対して参加、応札してくるというのが現状かと思っています。実際、一般競争でやっても不調になる場合は結構ありますので、時間的余裕がない場合については指名競争に移行することとしています。</p>

(5) 補償契約 【土地売買契約書】

意見・質問	回答
<p>・永久に権利の制限をするという前提だが、補償額の考え方について教えていただきたい。</p>	<p>・将来にわたる損失を一括して先払いしますので、その資金で将来にわたって運用していただくという考え方で計算しています。</p>
<p>・漁獲量は、漁業組合が全体でとる漁獲量ではなく、制限がかかったところの範</p>	<p>・そのとおりです。対象範囲の中でとれる漁獲量です。</p>

<p>罟での漁獲量ということになるのか。</p>	
<p>・何かでチェックはできるのか。実際にそれくらいの収益を上げているのか。</p>	<p>・魚種によって異なりますが、例えば全域で捕れる漁獲量を公的資料等により検証して、全体エリアに対する影響範囲の長さの比率で算出した数字を、影響範囲での漁獲量と認定しています。</p>
<p>・事前に金額を決めて補償すると見込みになってしまうので、事後にとれた漁獲量からまた報告してもらい、それを精算して、その漁獲量でもって補償するという考え方はないのか。</p>	<p>・公共事業の公共補償は、将来予測を立てた上での補償払い切りというのが基本原則となります。</p>
<p>・計算式の年利率は、全国一律の数値を適用しているということによいのか。</p>	<p>・国が定めた公共補償基準要綱で定められています。</p>

## 2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

## 3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 杉浦 正人 (内線 2331)